

佐渡市公告第 10 号

小倉ダム 通信設備更新工事に係る入札公告

標記の件につき次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、佐渡市財務規則（平成 16 年佐渡市規則第 54 号）第 154 条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

佐渡市長 渡辺 竜五

第 1 対象工事

この公告（以下「本公告」という。）で一般競争入札に付する対象工事に係る工事名、工事概要等は次のとおりとする。

工事番号	佐農整第 8・1・15 号
工 事 名	小倉ダム 通信設備更新工事
工事概要	小倉ダム管理所 IP コンバータ設置 N=2 台 ルータ既設改造 N=1 式 警報局 2・3 IP コンバータ設置 N=2 台 ルータ設置 N=2 台 DC/AC インバータ N=2 台 直流電源装置盤入替 N=2 台
工事場所	佐渡市 小倉 地内
工事期間	150 日間

第 2 入札参加手続き

本件入札に参加することを希望する者は、「電子入札システム」（新潟県と共同利用）によって競争参加資格確認申請書等を提出しなければならない。

(1) 受付日時

令和 8 年 10 月 1 日（木）午前 8 時 30 分から令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 4 時まで

(2) 競争参加資格確認通知書の発行

令和 8 年 10 月 15 日（木）午前 9 時以降に「電子入札システム」によって通知する。

(3) 競争参加資格確認申請書の添付資料

ア 競争参加資格確認申請添付書類確認書

イ 履行実績調書及び同種工事の実績を証する契約書などの写し

第3 競争参加資格の要件

本公告の入札に参加するに当たっては、次の要件を満たさなければならない。

(1) 主体要件

単体企業は、以下の要件の全てを満たすものであること。経常共同企業体は、構成員の全てにおいて①、④、⑤及び⑥の要件を、代表構成員において②の要件を満たすほか、経常共同企業体として③及び⑥の要件を満たすものであること。

① 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

② 新潟県内に主たる営業所又は従たる営業所（③の表「建設工事の種類」に該当する建設業の許可を得た建設業法第3条第1項の営業所をいう。）を有する者であること。なお、従たる営業所については、令和8年4月1日以降引き続き主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されていること。

③ 本公告の日までに、令和7・8年度佐渡市建設工事入札参加資格者名簿に登録されており、同名簿において下表の「建設工事の種類」及び「等級」を有する者であること。

建設工事の種類	等 級
電気通信工事	645 点以上

④ 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を本工事に配置する場合は、この限りでない。

ア 電気通信工事業に係る主任技術者の要件を満たす者であること。

イ 監理技術者又は特例監理技術者は、電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

ウ 建設業法第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者でないこと。

エ 競争参加資格確認申請書の提出日以前に所属会社と3か月以上の雇用関係を有すること。

オ 主任（監理）技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。

⑤ 本公告に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から入札日までの間において、佐渡市から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) 実績要件

国又は地方公共団体が発注した、ダムの管理用として設置した通信設備に関する工事、修繕若しくは維持管理について、平成28年4月1日以降に元請として履行した実績を有すること。

(3) その他の要件

本件の入札に参加する他の者との間において、次のいずれにも該当しない者であること。

① 資本関係

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合（親会社等及び子会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び同条第4号の2の規定による。以下同じ。）

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア)取締役（監査役を除く。）(イ)指名委員会等設置会社の執行役(ウ)持分会社の社員

(エ)組合の理事(カ)その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)に掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、会社更生又は民事再生手続き中の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他

ア その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 経常共同企業体として本公告の入札に参加する場合は、その構成員は単体企業として同一の入札に参加できないものとする。

※ 上記①～③の關係に該当する者が行った入札は無効の扱いとする。

第4 入札の受付期間等

本公告の入札は、「電子入札システム」によって行うものとする。

(1) 入札書受付

令和8年10月22日（木）午前9時から令和8年10月26日（月）午後4時まで

(2) 開札日時

令和8年10月27日（火）午前9時以降

(3) 有効な入札額の最低額の公表

令和8年10月28日（水）午前9時までに「新潟県入札情報サービス」に掲載する。

(4) 入札結果確認期間

令和8年10月28日（水）午前9時以降 令和8年10月29日（木）正午まで

(5) 落札者決定通知書発行の期間及び入札結果に対する質疑の回答

令和8年10月29日（木）午後1時以降 令和8年11月2日（月）正午までに落札者決定の通知をする。

入札結果の公表は落札者決定通知後に「新潟県入札情報サービス」に掲載する。

入札結果に対する質疑の回答がある場合は、「新潟県入札情報サービス」に掲載する。

(6) 入札書等について

① 入札金額の記載

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

② 工事費内訳書の提出

入札参加者は入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。**工事費内訳書を提出しない入札は無効とする。**内訳書は、公表図書（単抜設計書）で示す本工事費内訳表のレベル 4 までは必ず記入し提出すること。

③ 再入札は行わない。

第 5 設計図書の閲覧、質疑及び回答

(1) 閲覧等

閲覧用の設計図書は本公告と同時に「新潟県入札情報サービス」に掲載する。

(2) 質疑

現場説明会は開催しないので質疑事項がある場合は、質疑書をメールで提出しなければならない。電話、ファックスでの受付はしない。指定様式(Excel)に質疑事項を記載の上、下記メールアドレスに送信する。提出期限は、令和 8 年 10 月 15 日（木）正午までとする。

【佐渡市 財務部 財政課 契約検査室メールアドレス：nyusatsu@city.sado.niigata.jp】

※質疑を送信した旨、電話連絡すること。（0 2 5 9－6 3－5 1 3 7）

(3) 回答

令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 1 時以降に「新潟県入札情報サービス」の設計図書欄に掲載する。

第 6 予定価格及び最低制限価格等について

(1) 入札書比較予定価格

この入札は予定価格の事前公表対象工事であり、予定価格を超える入札は無効となる。

¥ 49,490,000.－（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 最低制限価格

設定する。変動型の最低制限価格であり、最低制限価格未満の入札は無効とする。

算定式

$(\text{下限価格} + \text{平均入札額} \times) \div 2 = \text{入札書比較最低制限価格}$ （1 万円未満切り上げ）

※ 最高額の入札は平均の算定対象にしない。最高額が複数ある場合はその全てを算定から除外する。

(3) 下限価格

下限価格を下回る入札は失格とする。

¥ 43,560,000.－（消費税及び地方消費税を除く。）

第 7 契約の締結

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 の消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。(佐渡市財務規則第 145 条の規定による。)

(3) 確認書類の提出

落札候補となった者は、提出を指示された翌日（佐渡市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）までに配置予定技術者の資格等を確認できる証明書類を提出すること。

第 8 支払条件

(1) 前金払

佐渡市財務規則第 93 条第 2 項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(2) 中間前金払

佐渡市財務規則第 93 条第 3 項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(3) 部分払金

佐渡市財務規則第 152 条及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

第 9 その他

(1) 入札を無効とする場合に関する事項

① 佐渡市財務規則第 168 条の規定に該当する場合のほか、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

② 入札参加資格確認者であっても、開札のときにおいて佐渡市の指名停止を受けている者、その他開札のときにおいて資格のない者は、入札参加資格のない者とする。

(2) 入札を中止する場合に関する事項

佐渡市財務規則第 172 条の規定による。

(3) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前号の規定による。

(4) その他

① 入札参加者は、この公告に定めるもののほか、佐渡市財務規則その他の関係規定を遵守することとする。

② 書類に虚偽の記載をした場合においては、佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく不正又は不誠実な行為として指名停止の措置を行うことがある。

③ 入札参加資格確認後、入札執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができ、これを理由として以後の入札参加等について不利益を受けるものではない。

辞退する場合は、「電子入札システム」から「辞退届」を提出すること。

④ 入札参加資格確認以後の入札手続については、佐渡市ホームページに掲載の「一般競争入札に係る入札・契約の手引き」を事前に確認すること。